

奈良市幼保再編基本計画に基づく

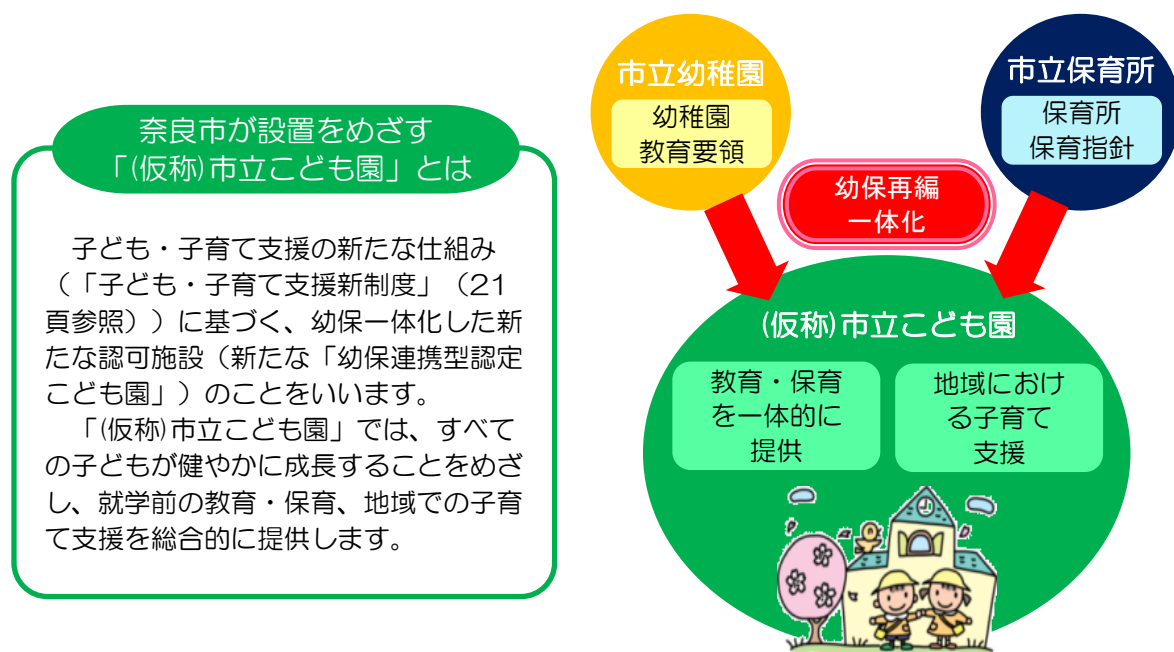
奈良市幼保再編実施計画



平成25年7月
奈良市

🌸はじめに

本市では、市民の皆様がこれからもずっと、「本当に安心して子どもを生き、育て、子育てに大きな喜びを感じることができる」環境づくりのため、市立幼稚園と市立保育所を一体化した「(仮称)市立こども園」に再編します。



奈良市が設置をめざす「(仮称)市立こども園」とは

子ども・子育て支援の新たな仕組み（「子ども・子育て支援新制度」（21頁参照））に基づく、幼保一体化した新たな認可施設（新たな「幼保連携型認定こども園」）のことをいいます。

「(仮称)市立こども園」では、すべての子どもが健やかに成長することをめざし、就学前の教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供します。

本市が抱える課題の解決及び多様化する市民ニーズにスピード感を持って対応し、子どもを安心して生き育てられるよう、本実施計画に基づき、取組を積極的に進めていきます。

さらに、統合・再編を進めていくにあたって、民間にできることは民間に委ねることを視野に、市立幼保施設の民営化など民間活力を活用することについても併せて検討・実施していきます。

【再編のメリット】

- ◇ 保育所待機児童を解消します。
- ◇ 子ども同士が育ち合い、学び合うことができる集団規模で教育・保育を実施します。
- ◇ 地域における子育て支援を充実します。
- ◇ 0歳児から就学前までの子どもの発達過程を踏まえた、一貫したカリキュラムの下で教育・保育を受けることができます。
- ◇ 3歳児からは、保護者の就労の有無に関わらず受け入れることができます。
- ◇ 老朽化した幼保施設を更新・改修します。


【再編のデメリット】

- ◇ 再編の手法として、市立幼保施設を閉園する場合があります。
- ◇ 再編によって、通園距離が長くなる場合があります。



I 計画の実施によってめざす子ども・子育て環境

1


 「(仮称)市立こども園」ってどんなもの？

「(仮称)市立こども園」では、就学前児童へ教育・保育を一体的に提供するとともに、子育て支援施策の地域における拠点施設として行政の役割を果たしていきます。



II 課題と背景

5


 どうして再編するの？

本市の幼保施設が抱える喫緊の課題を解消するためには、抜本的に幼保施設の在り方を見直し、限られた財源や人材をより効果的・効率的に投入しつつ、民間活用を検討・実施する必要があります。



III 再編年次計画

7


 どのように再編していくの？

市内を7つのゾーンに分け、中学校区を基本として、保育ニーズや地理的事項などの地域特性やバランスを総合的に勘案しながら、幼保施設を再編し、一体化していきます。



IV 再編優先エリア

9


 どの地域から再編していくの？

過小規模の市立幼稚園や 定員充足率の低い市立保育所を中心に優先順位をつけて統合・再編を進めていきます。



V 中学校区別再編計画

11


 私の地域はどうなるの？

11頁～18頁において、中学校区ごとに再編計画を記載しましたのでそちらをご覧ください。



VI 民間活用の検討・実施

19

 市立幼稚園や保育所を民営化するの？

市立幼保施設の運営管理や家庭的保育事業（いわゆる 保育ママ）のような小規模保育サービスの実施などについて、民間活力のより一層の活用を幅広く検討・実施していきます。



I 計画の実施によってめざす子ども・子育て環境

安心・安全な子ども・子育て環境を将来にわたって持続可能なものとするため、市内22の中学校区を基本に、市立幼保施設の再編を進めながら、「(仮称)市立こども園」の設置を進めていきます。

また、「(仮称)市立こども園」では、就学前児童への教育・保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援の拠点としての役割を果たしていきます。

(1) 子ども本位の子ども・子育て支援の実施

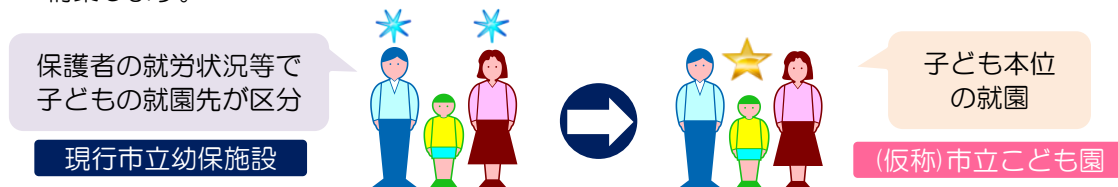
① 子ども本位の「(仮称)市立こども園」の構築

近年、全国的に少子化が進行していますが、本市もその例外ではありません。こうした中、核家族化や就労形態の多様化など子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、これに伴い、就学前の教育・保育に対するニーズも増加・多様化しています。

しかしながら、現状の市立幼稚園は園児数が減少し続けている一方、保育所の待機児童数は解消できていない状況にあり、子どもたちが集団生活の中で学び合い、育ち合うことが難しい状況にあります。(5・6頁参照)

そこで、次代を担う子どもたちにとって何が一番大切なのかを考え、市立幼保施設を再編し、一体化することと併せて、「(仮称)市立こども園」の設置を進め、子どもたちが保護者の就労等に関係なく入園でき、また、育ち合い、学び合い、仲間づくりの面でそれぞれの年齢に応じた適切な集団規模での教育・保育が実施できる環境を整備します。

また、私立幼稚園及び民間保育所の民間活力を最大限に活かし、希望する子どもが国・私立幼稚園、民間保育所及び「(仮称)市立こども園」のいずれかで受け入れることができる体制を構築します。



② 質の高い教育・保育の総合的な提供

「(仮称)市立こども園」において、就学前の教育・保育を総合的に提供していくことで、0歳児から5歳児の子どもたちは、お互いに生活を身近に感じたり、触れ合ったりしながら体験の幅をさらに広げ、集団生活を通じて社会生活に必要な習慣や態度を身につけていきます。

そのため、現在、市立幼稚園・保育所・認定こども園共通で活用している教育・保育カリキュラムを、さらに発達段階をおさえた保育内容や指導方法、小学校との円滑な接続などの観点から見直し、カリキュラム内容の一層の充実を図ります。

また、幼保を一体化した施設では、原則、「幼稚園教諭免許」と「保育士資格」の両方を持つ職員が子どもの教育・保育を担当することになります。このため、本市職員についても資格の併有化及び職種の本質化を進めるとともに、幼稚園教諭と保育士間の人事交流や幼保合同研修を実施していきます。



③ 障がいのある子どもの教育・保育

発達障がいを含む障がいのある子どもが、周りの子どもたちと日常生活を通して共に成長できる教育・保育を進めることが大切です。一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状態を把握した個別の指導計画を立てるとともに、保護者・関係機関(市の健康増進課、子ども発達センター、教育センター・通級教室(ことばの教室・きこえの教室・ステップ教室))と連携しながら、適切な環境と十分な配慮のもとに教育・保育並びに支援を行い、小学校への円滑な接続を図ります。

(2) 就学前児童の教育・保育の保障

人口が減少し、少子高齢化、核家族化が進行している中で、自治会などの加入率が低下するとともに、地域コミュニティが希薄化しています。これに伴い、地域コミュニティが担っていた役割や機能が損なわれることが懸念されますが、子育てに不安を持つ保護者や子育て支援・子どもの家庭環境に配慮等が必要な児童が増加している現状があります。

「(仮称)市立こども園」では、行政の役割として、希望するすべての就学前児童への教育・保育の提供を保障するため、児童虐待、養育困難、災害発生等のリスクが発生した時の緊急一時保護的な受け入れや福祉的配慮の必要性の高い児童の受け入れ態勢など、地域のセーフティネットとしての役割を果たします。

また、就学前児童数が少ないことなどの要因から、民間参入の難しい地域についても、集団生活を通して活動できる子どもの規模を一定程度確保することを考慮しながら「(仮称)市立こども園」の設置を進めます。

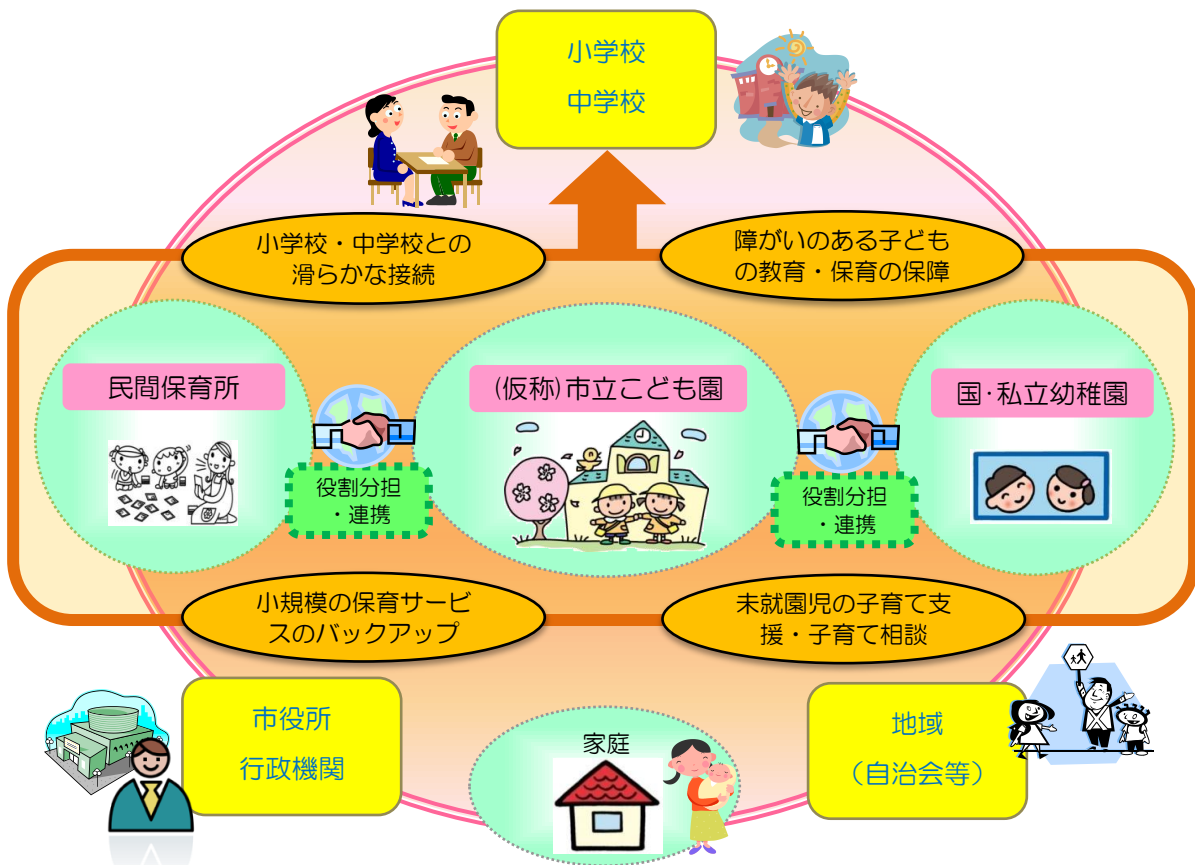
(3) 地域の子育て支援施策の拠点

「(仮称)市立こども園」については、市内22の中学校区を基本に設置していくことで、地域の子育て支援の拠点施設としても位置づけます。

専門性を高め、未就園児の子育て相談・支援機能を充実していくこと、さらには、地域や関連機関との連携強化を図るうえでの拠点となることで、子育て世代にとって安全・安心で魅力的な園づくりを進めます。

これにより、子育て中の親子の居場所や仲間づくり、子育て相談、情報提供などの様々な子育て支援を実践する開かれた「(仮称)市立こども園」を実現します。

「(仮称)市立こども園」を拠点とした子ども・子育て環境のイメージ



(4) 再編による待機児童解消への取組

本市では、民間保育所の新設・増改築などによる保育所定員の拡大で、平成21～24年度で453名の定員増を行うとともに、25年度には民間保育所3園が新設されることから、さらに270名の定員増などを行う準備を進めています。

これに加え、市立の幼保施設を再編し、「(仮称)市立こども園」の設置を進めることで、これまで未使用となっていた幼稚園の余裕スペースを活用することや短時間と長時間利用の定員設定を柔軟に行うことが可能となることから、待機児童の解消へもつなげていきます。

また、幼保再編による施設整備や民間保育所の新設等だけでは、早期の待機児童解消が困難なことや、保育ニーズに応じた柔軟な対応も必要になること、待機児童の多くを0～2歳児が占めていること、将来的に少子化により施設数が過剰となる可能性も想定して、良質な「家庭的保育事業(いわゆる「保育ママ」)」等の小規模な保育サービスの制度についても「(仮称)市立こども園」と連携した実施をめざします。(【資料A】参照)

【資料A】

家庭的保育事業とは
「家庭的保育事業」とは、市長が認定した家庭的保育者(いわゆる「保育ママ」)が、仕事や病気などの理由で日常的に家庭で保育できない保護者に代わって、主に0～2歳の子どもの預かる制度です。

本市では、家庭的保育者に保育士有資格者等を充て、市立幼稚園の余裕教室等を利用しながら、保護者の方が安心して預けられる仕組みを検討・実施します。

(5) 市立幼保施設は再編することでこのように変わります！！

※【資料B・C】はイメージ図

① 基本的な1日のながれ

【資料B】に示すように「(仮称)市立こども園」では、従来の幼稚園としての保育を主として利用する「短時間利用児」と従来の保育所としての保育を主として利用する「長時間利用児」に区分して利用枠を設けて定員を定めます。

「共通時間」では、長時間利用児と短時間利用児が同じ学級で活動し、友達と夢中になって遊ぶ中で、成長や発達にとって必要な経験をします。

(【資料B・C】は、現行制度からのイメージ図であり、国が示す新制度の内容に応じて変わることがあります。)



【資料B】「(仮称)市立こども園」の基本的な1日のながれ(時間は目安)

時間	保育を必要とする 0・1・2歳児	3・4・5歳児	
		長時間利用	短時間利用
7:00	延長利用		
9:00	登園 保育	登園 教育・保育 (共通利用)	登園
	昼食(給食)	昼食(給食)	
	午睡	教育・保育 (共通利用)	
14:00	保育	(午睡) 保育	延長利用 降園
17:00	延長利用		
19:00	降園	降園	

※0歳児は月齢に応じて食事・睡眠の形態が変わります。

② 窓口の一本化

本実施計画に基づき、幼保一体化した「(仮称)市立こども園」への再編を進めるとともに、平成27年度には「子ども・子育て支援新制度」が本格スタートする予定です。

そこで、市役所では、就学前児童に関する窓口を一本化し、多様化する市民ニーズに応えることのできるよう、サービスをコーディネートできる体制の構築をめざします。

まず、市役所へご相談ください！



- ◇ 窓口一本化
- ◇ 利用調整
- ◇ 相談
- ◇ あっ旋

【資料C】年齢別再編効果早わかり表

[◎：実施、△：試行、一部実施、不定期実施、×：未実施]

本表で示す現行の施設状況からは、モデル設置している認定こども園の状況を除いています。

		Before 現行市立幼保施設		After (仮称)市立こども園		
		就労あり	就労なし	就労あり	就労なし	利用料金
就園	就園先	◎ 市立保育所		◎		現行水準
	延長利用	△		◎		
	給食	◎		◎		
未就園	子育て支援		△	◎ 子育て支援(親子登園や子育て相談等)担当職員を配置		原則無料 (実費負担)
◇民間保育所では、就園児に対して、延長保育や病後児保育等の多様な保育ニーズに対応したサービスを実施していますが、さらに未就園児に対しても、1歳から就学前までの児童を利用対象として一時預かりを実施しています。						
		保護者の就労状況で区分		子ども本位の就園		
		就労あり	就労なし	就労あり	就労なし	利用料金
就園	就園先	◎ 市立保育所	×	◎ ☆共通の教育・保育☆		現行水準
	延長利用	△	×	◎		有料
	給食	◎	×	◎		有料
未就園	子育て支援		△	◎ 子育て支援(親子登園や子育て相談等)担当職員を配置		原則無料 (実費負担)
◇民間保育所では、延長保育や一時預かり、病後児保育等の多様な保育ニーズに対応したサービスを実施しています。 ◇国立大学付属幼稚園、私立幼稚園では3年保育で、建学の精神に則った特色ある教育が実施されています。特に私立幼稚園においては、預かり保育に力を入れている園も多くあります。						
		就労あり	就労なし	就労あり	就労なし	利用料金
就園	就園先	◎ 市立保育所	◎ 市立幼稚園	◎ ☆共通の教育・保育☆		現行水準
	延長利用	△	△	◎		有料
	給食	◎	×	◎		有料
未就園	子育て支援		△	◎ 子育て支援(親子登園や子育て相談等)担当職員を配置		原則無料 (実費負担)
◇民間保育所では、延長保育や一時預かり、病後児保育等の多様な保育ニーズに対応したサービスを実施しています。 ◇国立大学付属幼稚園、私立幼稚園では、建学の精神に則った特色ある教育が実施されています。特に私立幼稚園においては、預かり保育に力を入れている園も多くあります。						

- ◇市立幼保施設を再編することで、すべて「(仮称)市立こども園」へ移行しますが、今後、私立幼稚園や民間保育所なども認定こども園へ移行することが可能です。
- ◇「(仮称)市立こども園」は、義務教育と規定されているものではありませんので、4歳児や5歳児からの入園も可能です。
- ◇市立幼保施設の再編は、市内7つのゾーン、22の中学校区を基本として検討・実施しますが、民間施設を含め、本市には園区はありませんので、通勤時に便利なエリア等どちらの施設についても希望による申し込みが可能です。なお、「(仮称)市立こども園」では、1園あたり90人から170人程度の規模を標準として、施設ごとに定員を設定します。
- ◇利用料金については、現行制度の水準を基本として、所得階層区分ごと、利用時間の長短の区分ごとに定額・応能の負担となる予定です。
- ◇本頁でいう「就労あり」とは、保護者の就労や疾病などにより、長時間の保育が必要となる場合をいいます。

II 課題と背景

本市では、子育て世代にとってより魅力的な環境の実現に向けた施策を推進しています。そのため、本市の幼保施設が抱える喫緊の課題（市立幼稚園の過小規模化、保育所の待機児童の増加、施設の老朽化）の解消に向け、抜本的に幼保施設の在り方を見直し、限られた財源や人材をより効果的・効率的に投入する必要があります。

この取組の中核となるのが、幼保施設の再編による一体化です。

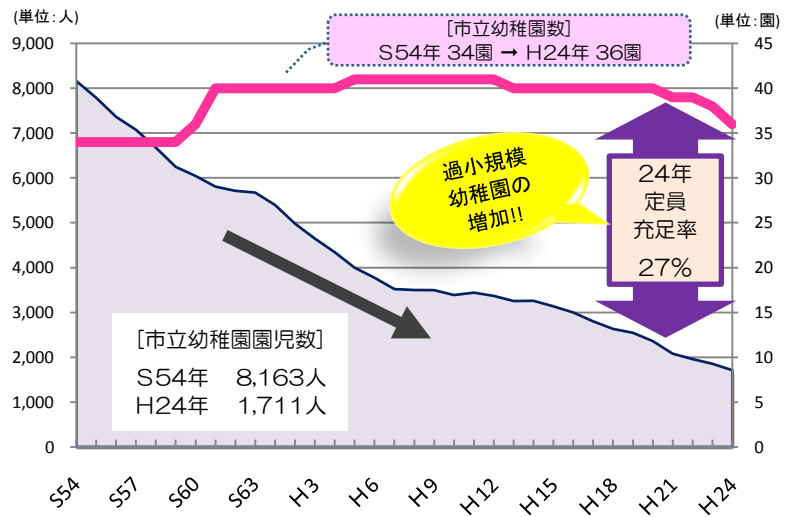


(1) 本市の幼保施設が抱える喫緊の課題

① 市立幼稚園の過小規模化

少子化の進行や市民ニーズの多様化の影響を受け、市立幼稚園の定員充足率は、約27%となっています。これにより、1園あたりの園児総数が30人に満たない過小規模の市立幼稚園が増加しており、集団生活を通して活動できる子どもの規模を確保することが課題となっています。（【資料D】参照）

【資料D】市立幼稚園の園児数と園数推移（各年度5月現在）



② 保育所待機児童の増加

就労形態の多様化などの影響から、保育ニーズは増加しつづけており、これに伴う、保育所待機児童の増加は全国的な課題となっている中、本市も同様の状況にあります。（【資料E】参照）

近年、民間保育所の新設・増改築がなされましたが大幅な待機児童の解消には至っていません。

[平成24年5月現在]

区分	施設数	定員	在園児	充足率
市立幼稚園	36園	6,300人	1,711人	27%
国・私立幼稚園	17園	3,107人	2,335人	75%

※市立幼稚園の定員は、各幼稚園の保育室数から算出した受け入れ可能園児数
市立幼稚園の充足率は、受け入れ可能園児数に対する在園児数の割合

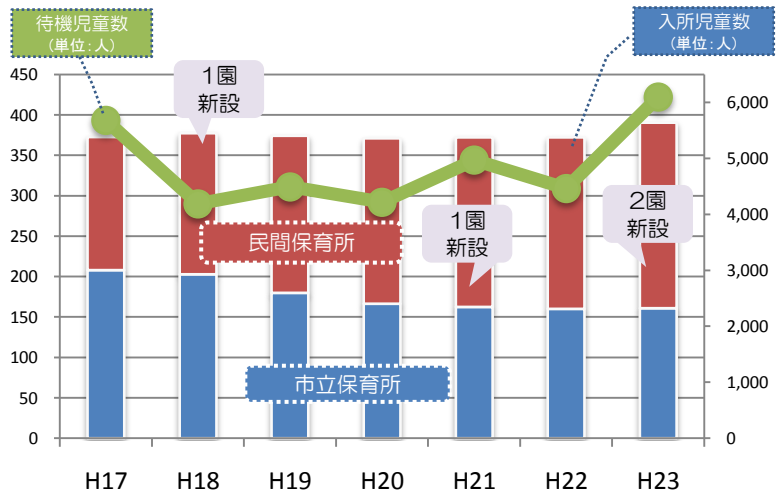
③ 市立幼保施設の老朽化

市のまちづくりは、高度経済成長期から長い間、人口の増加や都市化の進展を見込んだ都市基盤や公共施設の整備を進めていくことで、道路や橋、上下水道、学校等教育施設などの充実を図ってきました。

これらの多くは、老朽化が進んでおり、このままでは、幼保施設についても5年後には、築30年以上の施設が全体の70%以上になります。

今後の維持補修や更新費用などの必要性について、災害時の対策も踏まえ、もう一度見直しを図る必要があります。（6頁【資料G】参照）

【資料E】保育所の園児数と待機児童数の推移（各年度3月現在）



[平成24年3月現在]

区分	施設数	定員	在園児	充足率	待機児童
市立保育所	18園	2,780人	2,321人	83%	126人
民間保育所	24園	3,047人	3,318人	109%	296人

※待機児童数は、厚生労働省報告数に加え、第一希望のみの児童も含む数

(2) 幼保再編の背景

① 少子化の進行

【資料F】に示すように、今後さらに少子化は進行し、平成31年には7年と比較して、約3割就学前児童数が減少することが見込まれています。

② 教育・保育ニーズの多様化

核家族化【資料F】や共働き世代の増加、ライフスタイルの多様化に伴い、一時預かりの実施等の教育・保育へのニーズも多様化しています。

③ 縦割り行政の弊害

幼保施設の包括的な再編の検討が以前から必要であったにもかかわらず、施設所管課ごとに認識の温度差があり、抜本的な対策を講じることができていません。

④ 行政主導の施設整備

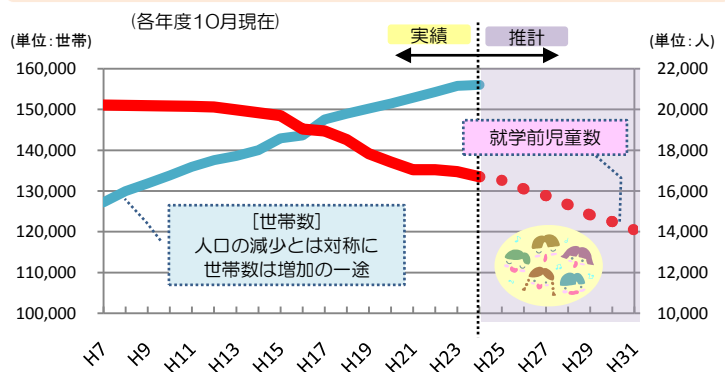
【資料H】に示すように、これまで行政主導で幼保施設の整備を進め、運営を実施してきました。なお、これからは民間とのより協調・連携した施設運営が必要となります。

⑤ 運営体制の人的限界

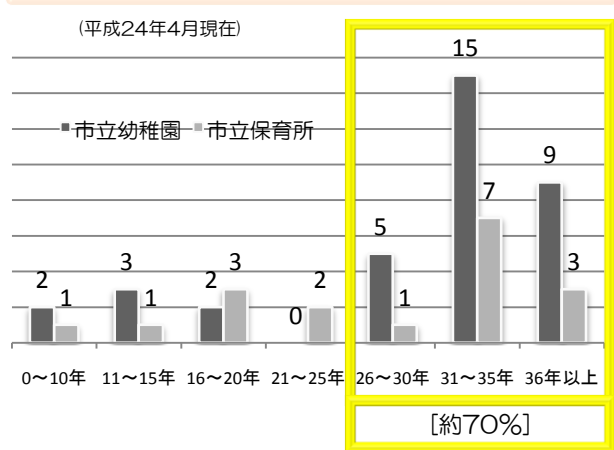
幼稚園教諭及び保育士の非正規化が全国的な問題となっており、本市においても他市に比較して多くある市立幼保施設を維持運営しながら、多様化する市民ニーズに対応していくには、非正規職員に頼らざるを得ない状況です。

市全体の方針として、職員数の削減を図る中、市立幼稚園及び保育所でも現状の施設運営管理方法に対し、民間活用を含めた抜本的な改善を進める必要があります。

【資料F】 奈良市の就学前児童(0歳から5歳まで)人口推移



【資料G】 市立幼稚園・保育所の建設経過年数



本市の現状イメージ

現場の声

教材費が足りない...
人手が足りない...
雨漏りするんだけど...
園児が数人しかいない...

課題山積

【資料H】 平成24年度現在市内幼保施設

- ◇ 幼稚園 53園 (うち、市立36園)
- ◇ 保育所 42園 (うち、市立18園)
- ◇ 認定こども園 3園 (市立3園)

現状の施設運営で手一杯...

地域・保護者の声

3歳児保育してほしい
子育てが不安
相談したいけど...
保育所に入れない
延長保育してほしい
預かり保育してほしい

ニーズの多様化

再編



Ⅲ 再編年次計画 ～ 市立幼稚園・保育所の再編はこうに進みます！ ～

市内を7つのゾーンに分け、中学校区を基本として（21頁参照）、保育ニーズや地理的事情など地域特性やバランスを総合的に勘案しながら、市立幼保施設を再編し、一体化することで「(仮称)市立こども園」を設置していきます。また、使用する施設については、既存施設の収容能力や老朽化の状況などを踏まえて決定します。

なお、再編は優先順位をもって段階的に進めますが、既存施設の閉園を伴う場合がありますので、市民の皆様へは地域ごとに説明会を行う等きめ細やかな情報提供に努めます。

(1) 再編年次計画

本市は、これまで幼保再編モデル園として、3園の市立認定こども園を設置してきました。これらの認定こども園では、様々な課題を一つひとつ丁寧に解決し、実績を積み上げてきたことで利用者からは高い評価を得ています。今後はこのような実績を基に、保護者や地域住民への積極的な情報提供を行いながら、スピード感をもって、市立幼保施設の統合・再編を通じた「(仮称)市立こども園」の設置を計画的に進めていきます。

すでに再編は始まっています！！

- H21.4 富雄南幼稚園を認定こども園化
- H22.4 都祁中学校区の6保育所を統合・再編し、認定こども園化
- H24.4 左京幼稚園と佐保台幼稚園を統合・再編し、認定こども園化

年度	目標	段階	実施項目				
			[再編モデルエリア]	[再編優先エリア]	[再編エリア]	[民間活用]	
24	施設更新・改修実施 待機児童解消 市立幼保施設の再編	ステップ①	◇H24年4月開園 「市立認定こども園左京幼稚園」			◇民間保育所の設置公募	
25			◇2モデルエリアの再編 >H26年4月2園開園	◇過小規模市立幼稚園の再編	◇ニーズ調査の実施	◇小規模な保育サービスの民間活用による実施	
26			◇1モデルエリアの再編 >H27年4月1園開園 詳細10頁		◇再編計画の追加・見直し	◇実施基準の策定、市民及び関係法人への情報提供	
子ども・子育て支援新制度本格スタート（予定）							
27		ステップ②		◇過小規模市立幼稚園の再編		◇再編実施	◇小規模な保育サービスの民間活用による実施
28			◇定員低充足市立保育所の再編 詳細9～10頁		(ニーズ調査の実施) (再編計画の追加、見直し)	◇対象幼保施設の運営民間法人を選定	
29					詳細11～18頁	(市立幼保施設を民間活用する際の段階的な運営移行期間等の確保) 詳細19～20頁	

(2) 園単位の統合・再編スケジュール

再編の対象となった市立幼保施設については、概ね次のようなスケジュールを基本に「(仮称)市立こども園」としての開園準備を進めます。なお、施設整備については、すべてを新設すれば莫大な経費を要することになり、国からの財政支援も望めない状況です。そこで、最少の経費で最大の効果を上げるため、既存の市有施設を有効活用すること等を視野に入れ整備を進めていきます。



(3) 市立幼保施設の統合・再編方式

各幼保施設の統合・再編による「(仮称)市立こども園」への移行については、例えば次のような方式を活用しながら実施していきます。また、再編後の各施設は、地域の実情等に応じて0～5歳児の施設または、3～5歳児の施設となります。



IV 再編優先エリア

園児総数が30人に満たない過小規模の市立幼稚園や定員充足率が50%に満たない市立保育所を中心に地域の特性やバランスを考慮しながら優先順位をつけて統合・再編を進めていきます。

(1) 過小規模市立幼稚園

少子化の進行や市民ニーズの多様化の影響を受け、市立幼稚園の定員充足率は、約27%となっています。これにより、過小規模の市立幼稚園が増加しており、集団生活を通して活動できる規模を確保することが喫緊の課題となっています。（【資料I】参照）

このことから、過小規模市立幼稚園のあるエリアを再編優先エリアとして、取組を進めていきます。

【資料I】園児数の規模別市立幼稚園一覧

(平成24年5月現在)

園児数	園数	累計	市立幼稚園名（在園児数） (単位：人)
1～10人	7園	—	鼓阪（3）、田原（4）、精華（4）、大柳生（9） 鼓阪北（9）、東市（10）、帯解（10）
11～20人	1園	8園	佐紀（11）
21～30人	3園	11園	右京※（21）、鶴舞（26）、辰市（27）
31～40人	3園	14園	登美ヶ丘（38）、朱雀（38）、神功（38）
41～50人	4園	18園	二名（41）、平城西（44）、済美（46） 伏見南（46）
51～60人	6園	24園	飛鳥（52）、あやめ池（52）、大安寺（57） 富雄第三（57）、明治（58）、佐保（59）
61～70人	3園	27園	鳥見※（61）、青和（65）、三碓（68）
71～80人	5園	32園	都跡（71）、東登美ヶ丘（71）、西大寺北（71） 大宮（72）、大安寺西（74）
80人～	4園	36園	六条（90）、平城（99）、富雄北（101） 伏見（108）

過小規模

※ 市立右京幼稚園及び鳥見幼稚園は、平成23年度に小学校内併設化

(2) 定員低充足率市立保育所

保育所待機児童数の増加が喫緊の課題となる中で、限られた人材、財源、資産を効率的・効果的に活用する観点から定員充足率が50%以下となっている市立保育所のあるエリアについては、再編を優先して進める必要があります。

（【資料J】参照）

【資料J】定員低充足率市立保育所一覧

(平成24年3月現在)

保育所名	定員数	在園児数	充足率
都南	160人	75人	47%
高円	250人	121人	48%
布目	60人	29人	48%
市立全体	2,780人	2,321人	83%

(3) 再編優先エリア一覧

次のように市立幼保施設の統合・再編を優先順位をつけて進めます。なお、中学校区内の施設数等の状況によっては、複数の段階に分けて統合・再編を進める場合があります。

また、平成25年度以降も教育・保育のニーズ調査や利用児童数などの状況把握に努めながら、必要に応じて、計画の追加、見直しを実施していきます。

再編実施済エリア(平成21～24年度)				
中学校区	市立幼稚園	市立保育所	再編 (認定こども園)	
平城東	左京 佐保台		→	左京 H24.4月開園
富雄南	富雄南		→	富雄南 H21.4月開園

中学校区	市立幼稚園	市立保育所	再編 (認定こども園)	
都祁		並松 都祁 吐山 三城 休園2園	→	都祁 H22.4月開園

再編モデルエリア(平成24～27年度)				
[平成24～26年度]				
中学校区	市立幼稚園	市立保育所	再編	
二名	青和 ※(i)		→	(こども園) H26.4月開園予定
都跡	都跡 佐紀		→	(こども園) H26.4月開園予定

[平成25～27年度]				
中学校区	市立幼稚園	市立保育所	再編	
都南	帯解 精華	帯解	→	(こども園) H27.4月開園予定

※(i) 大雨により園舎敷地が崩落したことによる建替に伴い、「(仮称)市立こども園」への移行を図ります。

再編優先エリア(平成25～28年度)				
中学校区	市立幼稚園	市立保育所	再編	
若草	鼓阪 鼓阪北	若草	→	(こども園)
平城西	右京	右京	→	(こども園)
都南	辰市 東市	辰市 高円 都南	→	(こども園) ※(ii)

中学校区	市立幼稚園	市立保育所	再編	
登美ヶ丘	鶴舞 平城西		→	(こども園)
田原	田原		→	(こども園)
柳生		柳生 布目		
興東	大柳生			

※(ii) 児童数の状況に応じて1園とは限りません。

再編エリア(平成27年度～)

就学前児童数や施設の状況に応じて、上記以外の市立幼保施設についても、順次必要な再編を実施し、「(仮称)市立こども園」へ移行します。(中学校区別再編計画11頁～参照)

※ は、過小規模幼稚園及び定員低充足率保育所（【資料1・J】参照）

[過小規模]
園児総数が30人に満たない幼稚園

[低充足率]
定員充足率が50%に満たない保育所

V 中学校区別再編計画

平成29年度末までに市立幼保施設の統合・再編を進め、平成30年度からはすべての市立幼保施設を「(仮称)市立こども園」へ移行します。

また併せて、必要に応じて民間活用の検討・実施を進めていきます。

なお、平成25年度以降も教育・保育ニーズの状況把握に努めながら、小・中学校の学校規模適正化とも連携し、必要に応じて計画の追加、見直しを実施していきます。

- ◇ 市立幼保施設を再編することで、すべて「(仮称)市立こども園」へ移行しますが、今後、私立幼稚園や民間保育所なども認定こども園へ移行することが可能です。
- ◇ 「(仮称)市立こども園」は、義務教育と規定されているものではありませんので、子どもの成長に合わせて4歳児や5歳児からの入園も可能です。
- ◇ 市立幼保施設の再編は、市内7つのゾーン、22の中学校区を基本として検討・実施しますが、民間施設を含め、本市には園区はありませんので、通勤時に便利なエリアなどこれらの施設についても希望による申し込みが可能です。なお、「(仮称)市立こども園」では、1園あたり90人から170人程度の規模を標準として、施設ごとに定員を設定します。

(1) 中学校区別再編計画

① 飛鳥中学校区

現 状	市立幼稚園 (建設年・園児数)	市立保育所 (建設年・園児数)	国・私立 幼稚園	民間 保育所
区分	飛鳥 (S54・52人)	—	奈良教育大学附属	極楽坊 みのり あけぼの会夜間
再編 エリア				
国・私立幼稚園と民間保育所 は現状どおりとする				
再編後	(仮称)市立こども園		国・私立幼稚園	民間保育所
	1園		1園	3園

② 若草中学校区

※ 過小規模市立幼稚園

現 状	市立幼稚園 (建設年・園児数)	市立保育所 (建設年・園児数)	国・私立 幼稚園	民間 保育所
区分	鼓阪(H11・3人)※ 鼓阪北(S59・9人)※	若草 (S52・84人)	東大寺学園	愛の園
再編優先 エリア				
再編 エリア	佐保 (S59・59人)	—	奈良育英	佐保山
国・私立幼稚園と民間保育所 は現状どおりとする				
再編後	(仮称)市立こども園		国・私立幼稚園	民間保育所
	2園		2園	2園

- ◇ 市立施設を複数設置することになるため、民間活用を検討

③ 春日中学校区

現 状	市立幼稚園 (建設年・園児数)	市立保育所 (建設年・園児数)	国・私立 幼稚園	民間 保育所
再編 エリア	済美(S48・46人) 大安寺(S52・57人)	春日 (H6・203人)	愛染	奈良ルーテル すまいる あいづ
国・私立幼稚園と民間保育所 は現状どおりとする				
再編後	(仮称)市立こども園		国・私立幼稚園	民間保育所
	1園		1園	3園

④ 三笠中学校区

現 状	市立幼稚園 (建設年・園児数)	市立保育所 (建設年・園児数)	国・私立 幼稚園	民間 保育所
再編 エリア	大宮 (S54・72人) 大安寺西 (S55・74人)	大宮 (H10・216人) 三笠 (S52・111人)	いさがわ 親愛 奈良カトリック 奈良保育学院附属	こまどり 佐保川
国・私立幼稚園と民間保育所は現状に 市が設置公募した保育所が新設予定				
再編後	(仮称)市立こども園		国・私立幼稚園	民間保育所
	3園		4園	3園

◇ 市立施設を複数設置することになるため、民間活用を検討

⑤ 平城西中学校区

※ 過小規模市立幼稚園

現 状	市立幼稚園 (建設年・園児数)	市立保育所 (建設年・園児数)	国・私立 幼稚園	民間 保育所
再編優先 エリア	右京 (H23・21人)※	右京 (H14・200人)	—	—
再編 エリア	神功 (S54・38人)	神功 (H1・108人)		
国・私立幼稚園と民間保育所 は現状どおりとする				
再編後	(仮称)市立こども園		国・私立幼稚園	民間保育所
	2園		—	—

- ◇ 平成23年4月：規模適正化の一環として市立右京幼稚園を小学校内に併設
- ◇ 市立施設を複数設置することになるため、民間活用を検討

【各エリアの再編期間については次のとおり】

- ◇ 再編モデルエリア（平成24～27年度）
- ◇ 再編優先エリア（平成25～28年度）
- ◇ 再編エリア（平成27年度～）

【各現状値については次のとおり】

- ◇ 幼保施設数：平成24年5月現在
- ◇ 幼稚園園児数：平成24年5月現在
- ◇ 保育所園児数：平成24年3月現在

⑥ 平城東中学校区

現 状	市立幼稚園 (建設年・園児数)	市立保育所 (建設年・園児数)	市立認定こども園 (建設年・園児数)	国・私立 幼稚園	民間 保育所
再編実施済 エリア	—	—	左京 (H24・108人)	—	—
再編 エリア	朱雀 (S55・38人)	朱雀 (S55・138人)	—	—	—
国・私立幼稚園と民間保育所 は現状どおりとする					
再編後	(仮称)市立こども園			国・私立幼稚園	民間保育所
	2園			—	—

- ◇ 平成24年4月：幼保再編モデルとして、市立認定こども園左京幼稚園開園
- ◇ 市立施設を複数設置することになるため、民間活用を検討

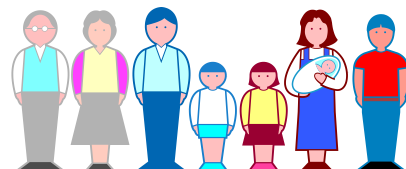
⑦ 登美ヶ丘北中学校区

現 状	市立幼稚園 (建設年・園児数)	市立保育所 (建設年・園児数)	国・私立 幼稚園	民間 保育所
再編 エリア	東登美ヶ丘 (S52・71人)	—	奈良学園 登美ヶ丘カトリック	中登美
国・私立幼稚園と民間保育所は現状に 市が設置公募した保育所が新設予定				
再編後	(仮称)市立こども園		国・私立幼稚園	民間保育所
	1園		2園	2園

⑧ 登美ヶ丘中学校区

※ 過小規模市立幼稚園

現 状	市立幼稚園 (建設年・園児数)	市立保育所 (建設年・園児数)	国・私立 幼稚園	民間 保育所
再編優先 エリア	鶴舞(H8・26人)※ 平城西(S53・44人)	—	—	鶴舞 学園前
国・私立幼稚園と民間保育所 は現状どおりとする				
再編後	(仮称)市立こども園		国・私立幼稚園	民間保育所
	1園		—	2園



⑨ 富雄中学校区

現 状	市立幼稚園 (建設年・園児数)	市立保育所 (建設年・園児数)	国・私立 幼稚園	民間 保育所
区分				
再編 エリア	富雄北(S59・101人) 鳥見(H23・61人)	富雄 (S56・163人)	—	西奈良ルーテル そら とみお駅前
国・私立幼稚園と民間保育所 は現状どおりとする				
再編後	(仮称)市立こども園		国・私立幼稚園	民間保育所
	3園		—	3園

- ◇ 平成23年4月：規模適正化の一環として市立鳥見幼稚園を小学校内に併設
- ◇ 市立施設を複数設置することになるため、民間活用を検討

⑩ 富雄第三中学校区

現 状	市立幼稚園 (建設年・園児数)	市立保育所 (建設年・園児数)	国・私立 幼稚園	民間 保育所
区分				
再編 エリア	富雄第三 (S52・57人)	—	—	—
国・私立幼稚園と民間保育所 は現状どおりとする				
再編後	(仮称)市立こども園		国・私立幼稚園	民間保育所
	1園		—	—

⑪ 二名中学校区

現 状	市立幼稚園 (建設年・園児数)	市立保育所 (建設年・園児数)	国・私立 幼稚園	民間 保育所
区分				
再編モデル エリア	青和 (S46・65人)	—	奈良女子大学附属	桜華
再編 エリア	登美ヶ丘(H10・38人) 二名(S48・41人)	—		
国・私立幼稚園と民間保育所 は現状どおりとする				
再編後	(仮称)市立こども園		国・私立幼稚園	民間保育所
	2園		1園	1園

- ◇ 平成26年4月：幼保再編モデル園として、幼稚園型認定こども園開園予定
- ◇ 市立施設を複数設置することになるため、民間活用を検討

【各エリアの再編期間については次のとおり】

- ◇ 再編モデルエリア（平成24～27年度）
- ◇ 再編優先エリア（平成25～28年度）
- ◇ 再編エリア（平成27年度～）

【各現状値については次のとおり】

- ◇ 幼保施設数：平成24年5月現在
- ◇ 幼稚園園児数：平成24年5月現在
- ◇ 保育所園児数：平成24年3月現在

⑫ 富雄南中学校区

現 状	市立幼稚園 (建設年・園児数)	市立保育所 (建設年・園児数)	市立認定こども園 (建設年・園児数)	国・私立 幼稚園	民間 保育所
再編実施済 エリア	—	—	富雄南 (H21・167人)	帝塚山	—
再編 エリア	三碓 (S55・68人)	学園南 (S50・184人)	—	学園前ネオポリス	—
再編後	(仮称)市立こども園			国・私立幼稚園	民間保育所
	2園			2園	1園

国・私立幼稚園と民間保育所は現状に市が設置公募した保育所が新設予定

- ◇ 平成21年4月：幼保再編モデルとして、市立認定こども園富雄南幼稚園開園
- ◇ 市立施設を複数設置することになるため、民間活用を検討

⑬ 伏見中学校区

現 状	市立幼稚園 (建設年・園児数)	市立保育所 (建設年・園児数)	国・私立 幼稚園	民間 保育所
再編 エリア	伏見(S52・108人) 西大寺北(S51・71人) あやめ池(H6・52人)	—	奈良大学附属 西大寺 近畿大学附属	西大寺 あやめ池 こだま
再編後	(仮称)市立こども園		国・私立幼稚園	民間保育所
	3園		3園	4園

国・私立幼稚園と民間保育所は現状に市が設置公募予定の保育所が新設見込

- ◇ 市立施設を複数設置することになるため、民間活用を検討

⑭ 京西中学校区

現 状	市立幼稚園 (建設年・園児数)	市立保育所 (建設年・園児数)	国・私立 幼稚園	民間 保育所
再編 エリア	六条(S48・90人) 伏見南(S59・46人)	京西(S55・159人) 伏見(H5・221人)	ひかり	西ノ京みどりの園
再編後	(仮称)市立こども園		国・私立幼稚園	民間保育所
	2園		1園	1園

国・私立幼稚園と民間保育所は現状どおりとする

- ◇ 市立施設を複数設置することになるため、民間活用を検討

⑮ 都跡中学校区

※ 過小規模市立幼稚園

現 状	市立幼稚園 (建設年・園児数)	市立保育所 (建設年・園児数)	国・私立 幼稚園	民間 保育所
区分				
再編モデル エリア	都跡(S56・71人) 佐紀(S53・11人)※	—	—	西の京さくら
国・私立幼稚園と民間保育所 は現状どおりとする				
再編後	(仮称)市立こども園		国・私立幼稚園	民間保育所
	1園		—	1園

◇ 平成26年4月：幼保再編モデル園として、幼稚園型認定こども園開園予定

⑯ 平城中学校区

現 状	市立幼稚園 (建設年・園児数)	市立保育所 (建設年・園児数)	国・私立 幼稚園	民間 保育所
区分				
再編 エリア	平城 (H9・99人)	—	—	みずほ あかね
国・私立幼稚園と民間保育所 は現状どおりとする				
再編後	(仮称)市立こども園		国・私立幼稚園	民間保育所
	1園		—	2園

⑰ 都南中学校区

※ 過小規模市立幼稚園・低充足率市立保育所

現 状	市立幼稚園 (建設年・園児数)	市立保育所 (建設年・園児数)	国・私立 幼稚園	民間 保育所
区分				
再編モデル エリア	帯解(S51・10人)※ 精華(S50・4人)※	帯解 (S48・113人)	—	—
再編優先 エリア	辰市(S51・27人)※ 東市(S52・10人)※	辰市(S52・136人) 高円(S49・121人)※ 都南(S55・75人)※		
再編 エリア	明治 (S52・58人)	—		
国・私立幼稚園と民間保育所 は現状どおりとする				
再編後	(仮称)市立こども園		国・私立幼稚園	民間保育所
	4園		—	—

◇ 平成27年4月：幼保再編モデル園として、「(仮称)市立こども園」開園予定

◇ 市立施設を複数設置することになるため、民間活用を検討

【各エリアの再編期間については次のとおり】

- ◇ 再編モデルエリア（平成24～27年度）
- ◇ 再編優先エリア（平成25～28年度）
- ◇ 再編エリア（平成27年度～）

【各現状値については次のとおり】

- ◇ 幼保施設数：平成24年5月現在
- ◇ 幼稚園園児数：平成24年5月現在
- ◇ 保育所園児数：平成24年3月現在

東部ゾーン

※ 過小規模市立幼稚園・低充足率市立保育所

現 状	市立幼稚園 (建設年・園児数)		市立保育所 (建設年・園児数)		国・私立 幼稚園	民間 保育所
	区分					
再編優先 エリア	⑱ 田原中学校区	田原 (S50・4人)※	—	—	—	—
	⑲ 柳生中学校区	—	柳生(S58・26人) 布目(H6・29人)※	—	—	—
	⑳ 興東中学校区	大柳生 (S60・9人)※	—	—	—	—
再編後	(仮称)市立こども園			国・私立 幼稚園	民間 保育所	
	1園			—	—	

国・私立幼稚園と民間保育所は現状どおりとする

◇ 再編にあたって東部ゾーンの小・中学校の規模適正化との連携を図る。

㉑ 月ヶ瀬中学校区

現 状	市立幼稚園 (建設年・園児数)	市立保育所 (建設年・園児数)	国・私立幼稚 園(園児数)	民間保育所 (園児数)
再編 エリア	—	月ヶ瀬 (S63・34人)	—	—
再編後	(仮称)市立こども園		国・私立幼稚園	民間保育所
	1園		—	—

国・私立幼稚園と民間保育所は現状どおりとする

㉒ 都祁中学校区



再編済

現 状	市立認定こども園 (建設年・園児数)	国・私立幼稚 園(園児数)	民間保育所 (園児数)
再編実施済 エリア	都祁 (H22・141人)	—	—

◇ 平成22年4月：幼保再編モデルとして、市立認定こども園都祁保育園開園

【各エリアの再編期間については次のとおり】

- ◇ 再編モデルエリア（平成24～27年度）
- ◇ 再編優先エリア（平成25～28年度）
- ◇ 再編エリア（平成27年度～）

【各現状値については次のとおり】

- ◇ 幼保施設数：平成24年5月現在
- ◇ 幼稚園園児数：平成24年5月現在
- ◇ 保育所園児数：平成24年3月現在

(2) 中学校区別再編計画一覧

ゾーン	中学校区	現状幼保施設数			国・私立幼稚園	民間保育所	再編	再編後想定幼保施設数		
		市立幼稚園	市立保育所	市立認定こども園				(仮称)市立こども園	国・私立幼稚園	民間保育所
中央市街地	① 飛鳥	1			1	3	→	1	1	3
	② 若草	3	1		2	2	→	2	2	2
	③ 春日	2	1		1	3	→	1	1	3
	④ 三笠	2	2		4	2	→	3	4	3
西北部	⑤ 平城西	2	2		—	—	→	2	—	—
	⑥ 平城東	1	1	1	—	—	→	2	—	—
	⑦ 登美ヶ丘北	1			2	1	→	1	2	2
	⑧ 登美ヶ丘	2			—	2	→	1	—	2
	⑨ 富雄	2	1		—	3	→	3	—	3
	⑩ 富雄第三	1			—	—	→	1	—	—
	⑪ 二名	3			1	1	→	2	1	1
	⑫ 富雄南	1	1	1	2	—	→	2	2	1
	⑬ 伏見	3			3	3	→	3	3	4
	⑭ 京西	2	2		1	1	→	2	1	1
中部	⑮ 都跡	2			—	1	→	1	—	1
	⑯ 平城	1			—	2	→	1	—	2
南部	⑰ 都南	5	4		—	—	→	4	—	—
東部	⑱ 田原	1			—	—	→	1	—	—
	⑲ 柳生		2		—	—	→	1	—	—
	⑳ 興東	1			—	—	→	1	—	—
月ヶ瀬	㉑ 月ヶ瀬		1		—	—	→	1	—	—
都祁	㉒ 都祁			1	—	—	→	1	—	—
施設数計		(36)	(18)	(3)	17	24	→	※(i) 35	17	※(ii) 28
在園児数計		(1,711)	(2,321)	(416)	2,335	3,318	→	公私協調・連携した教育・保育の実施		

◇ 各現状値については次のとおり
 幼保施設数：平成24年5月現在
 幼稚園園児数：平成24年5月現在
 保育所園児数：平成24年3月現在

※(i) 再編後の「(仮称)市立こども園」の設置数については、民間活用を検討・実施する施設も含まれます。

※(ii) 再編後の民間保育所の設置数については、現状24園に、今後市の設置公募による新設予定分を含めたものです。

VI 民間活用の検討・実施

本市では、これまで市立奈良病院や総合医療検査センター、子ども発達センターなど市民と密接に関わる施設の運営を各法人へ任せることや、小学校給食調理業務などについて民間委託することで行政運営を効率化してきました。また、保育施設についても市で設置した鶴舞保育園と中登美保育園を民営化した実績があります（公設民営→民設民営）。

平成24年度は民間保育所の設置を公募してきましたが、今後は、市立幼保施設の運営管理や家庭的保育事業（いわゆる保育ママ）のような小規模保育サービスの実施などについて、民間活力のより一層の活用を幅広く検討・実施していきます。

(1) 行政と民間の役割

市内には2園の国立大学付属幼稚園、15園の私立幼稚園があります。これらの園では3年保育で、建学の精神に則った特色ある教育が実施されています。特に私立幼稚園においては、教育時間終了後の預かり保育に力を入れている園も多くあります。また、保育ニーズが大きく伸びている保育所においても、民間保育所は定員充足率が100%を上回っているところが多くあり、病後児保育や延長保育、一時預かりなど多様なサービスを提供している園があります。

これに対し、行政として、就学前児童の子ども・子育て支援施策を推進していくために市が直接幼保施設の運営に携わってきましたが、【資料K】に示すように、市内での市立施設の占める割合は非常に高くなっています。

こうした中、市立幼保施設の再編により、施設を集約化することで、限られた人材や財源を有効活用し、機能充実や施設の改修を図ることとしています。

しかし、これまで実施してきた子ども・子育て支援施策に加え、さらに、3歳児保育や家庭的保育など新たな施策を実施していくことになると、幼保施設の運営や子育て支援に関する事業の実施について民間に任せる割合を増やすことも併せて検討する必要があります。

そこで、民間にできることは民間に委ねることで、行政の役割として、例えば、地域の子育て支援の拠点としての役割や地域全体のバランスを考え、不足するサービスを補う役割としての取組を強化していきます。さらに、民間事業者の保育ニーズへの対応力の早さ、効率的な運営のノウハウを活用し、市全体のさらなる教育・保育の充実を図ることとします。

(2) 国の財政支援

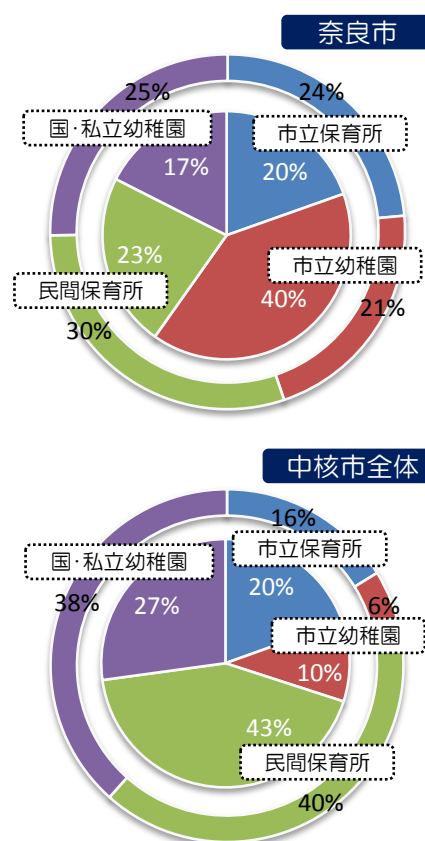
待機児童解消や多様化する保育ニーズ等に対する取組として、平成21年度から23年度にかけて民間保育所3園が新設され、平成24年度にはさらなる保育ニーズに対応するため、特に保育ニーズの高い地域への民間保育所の設置を公募し、平成25年度中に3園新設されることになりました。

このように、新たに民間の保育所を設置できる背景には、新規保育所建設経費については、民間施設のみが国からの財政的支援を受けることが可能な制度となっていること、また行政よりもスピード感と柔軟性をもった対応が民間には期待できることがあります。

近年、国の施策として民間施設への支援が手厚くなっており、施設運営費や建設費、認定こども園への移行経費など、原則的に民間施設のみが国からの財政支援が保障されている制度になっています。

【資料K】
「幼保施設数（内円）」及び
「利用者数（外円）」の割合

「平成23年度都市要覧(中核市市長会)」より



(3) 民間活用の手法

民間活用の具体的な手法として、例えば、次のように既存市立幼保施設の運営を民間に委ねることが考えられます。その他に、新たに実施に向けた検討を進めている家庭的保育事業などの小規模な保育サービスについても民間法人へ委託して行うことになります。

① 民営化(「公設公営」あるいは「公設民営」→「民設民営」)

市営の幼保施設の土地や建物等を民間法人へ売却・譲渡・貸与することで、設置主体を民間法人に移管することが考えられます。(例)市立〇〇保育所→△△法人◇◆保育所

② 民間委託化(「公設公営」→「公設民営」)

市営の保育施設を設置主体は市のままで、市と民間法人が運営に関する契約を締結することで民間法人等へ運営の一部または全てを委託することが考えられます。



(4) 安心できる教育・保育環境の確保

上記のような民間活用の実施を考えた場合、安心できる教育・保育環境の確保のため、次のような対応策を講じる必要があります。

① 子どもへ影響がでない制度設計

施設運営における民間活用には、教育・保育ニーズに沿った迅速なサービス展開等が期待できますが、その反面、保育士の入れ替わり等による子どもへの影響も懸念されるところです。

そこで、保護者が安心できる教育・保育環境の確保を最優先に、子どもへ影響がでない民間活用の制度設計を進めます。

② 第三者評価の導入推進

第三者評価制度は、教育・保育の質の向上と運営の透明性を高めるうえで有効な手法です。(【資料L】参照)

今後、民間に施設運営を委ねていくことに伴い、まず、「(仮称)市立こども園」や民間活用を行った施設から積極的に取り入れていきます。

【資料L】第三者評価とは

- ◇ 提供するサービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うものです。
- ◇ 行政監査が、最低基準を満たしているか等について確認するものであるのに対し、第三者評価は、よりよいものをめざし、サービスの質の向上を意図しているものです。



【民間活用により期待できる効果】

- ◇ 保育サービスの多様化
 - ・ 休日保育の実施など、利用者の多様な保育ニーズに添ったサービス展開
 - ・ 特色ある教育・保育の実施
- ◇ 柔軟性の向上
運営体制がスリム化することによる対応の迅速化
- ◇ 市負担の大幅軽減
民間法人が施設運営する経費については、国からの財政支援が保障(現行1/2補助)

子ども・子育て支援施策
のさらなる充実へ活用



【民営化・民間委託化の際の留意事項】

- ◇ 子どもへの十分な配慮
例) 移行期間の十分な確保や信頼性の高い民間法人の選定
- ◇ 保護者の不安解消
例) きめ細やかな情報提供や意見反映ツールの確保
- ◇ 教育・保育の質と透明性の維持・向上
例) ガイドライン策定や第三者評価制度の実施義務化
- ◇ 行政の役割徹底
例) 指導監査体制の充実

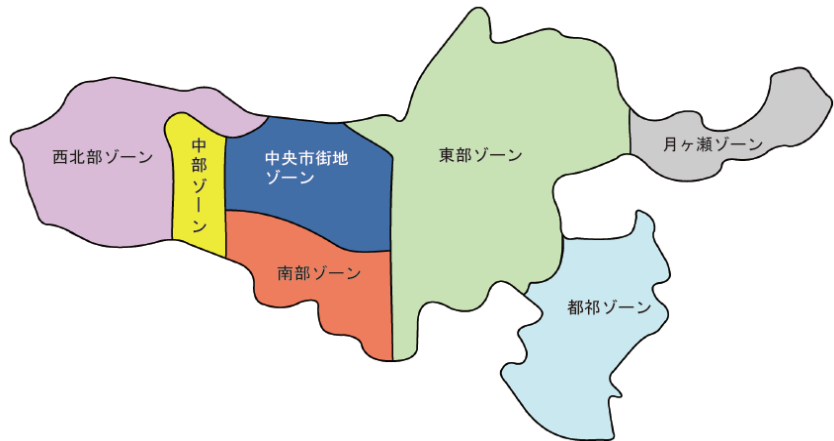
民間活用に係る実施基準の策定・公表

■ 奈良市第4次総合計画

① 7つのゾーン

本市の幼保施設について検討するにあたり、市域が広く、地域性にも違いがあることから、市政運営の基本計画である「奈良市第4次総合計画」に示されている地域別土地利用の方向性によって区分された右の図の7つのゾーンを活用しています。

なお、ゾーンと中学校区の関係は下の表のとおりとなっています。



ゾーン	中学校区
西北部	伏見、富雄、登美ヶ丘、平城西、二名、京西、富雄南、登美ヶ丘北、平城東、富雄第三
中部	平城、都跡
中央市街地	春日、三笠、若草、飛鳥
南部	都南
東部	田原、柳生、興東
月ヶ瀬	月ヶ瀬
都祁	都祁

② 「奈良市第4次総合計画 前期基本計画」(平成23～27年度)における幼保施設に係る主な記載内容

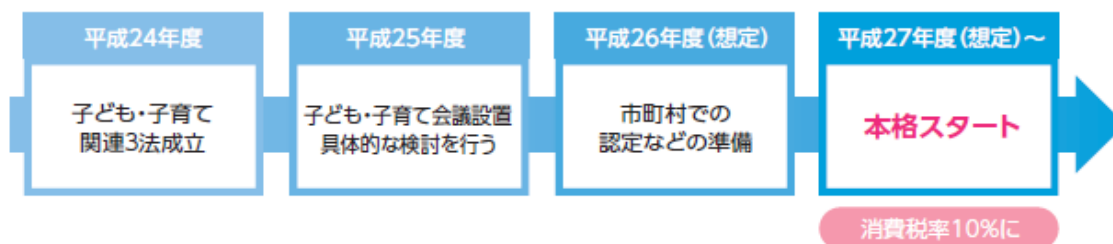
<p>施策2-01-02 幼児教育の充実</p>	<p>目標の達成度を評価する指標</p>	H23年度 現状値	H27年度 目標値
	<p>規模の適正化を必要とする幼稚園</p>	10園	0園
<p>施策3-02-03 子育てと仕事の両立支援</p>	<p>施策の展開方向</p> <p>待機児童の解消や子育てと仕事の両立支援のため民間活力による保育所整備を図るとともに、幼稚園・保育所から認定こども園への転換を促進します。</p>		

■ 子ども・子育て支援新制度

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

『子ども・子育て支援新制度』の実施にあたっては、消費税率引き上げにともなう財源が約7,000億円充てられます。平成25年度に国に設置された「子ども・子育て会議」で、より具体的な検討を進め、消費税率の10%引き上げの時期を踏まえて、早ければ平成27年度をめどに新制度による支援が本格的にスタートする予定です。

(国作成リーフレットより)



国が進める子ども・子育て支援新制度の取組とは、

- ① 質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するため、幼稚園と保育所のよさをあわせ持つ「認定こども園」の普及を進める。
- ② 待機児童解消のため、保育の受入れ人数を増やすとともに、子どもが減少傾向にある地域の保育を支援する。
- ③ 子育ての相談や一時預かりの場を増やすなど、地域の子育てを一層充実させる。

本市においても平成25年度から『奈良市子ども・子育て会議』を発足し、市民の皆様の子育ての状況やニーズを把握し、それに基づいた事業計画の策定等、新制度に向けた準備をしております。また、新制度と並行しながら、平成25年1月に策定した「奈良市幼保再編基本計画」及び「本実施計画」に基づき、市の幼稚園と保育所施設の一体的な運営を推進し、教育と保育の更なる充実をめざします。

■ 奈良市で実施している就学前児童を対象とする事業（一例）

対象	ジャンル	事業名	事業内容
0歳～3歳	集いの場	地域子育て支援センター	保護者の子育てに対する身体的・心理的負担軽減を図るため、子育て親子が気軽に、かつ自由に交流できる場の提供や子育て親子に対する相談・援助等を行います。
		つどいの広場事業	主に乳幼児（おおむね3歳未満）を養育する親と当該乳幼児が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図る場及び育児相談等を行う場の提供を社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の法人に委託し実施します。
		子育てスポットすくすく広場事業	主として乳幼児（おおむね0から3歳まで）とその親が集まり、共に語り合い、子育て情報の交換を行う場、育児相談に応じる場及び子育て親子に遊びを伝え、世代間交流のできる場を提供します。
		子育てスポット事業	「つどいの広場事業」と同様、核家族化と都市化の中で孤独な子育てをしている保護者とその乳幼児（おおむね0～3歳）が集い、相互に交流や情報交換を行うとともに、スタッフが相談に応じて、子育てについての悩みや不安が解消される場を、月に1、2回以上地域に身近な幼稚園等の公共施設の空きスペースを利用し提供します。
		未就園児の親子登園	入園前の子どもとその保護者に園庭・保育室を開放します。幼稚園にあるいろいろな遊具を使って親子で遊んだり、絵本を見たり、歌を歌ったりして遊んだり、子育ての相談にも応じます。

対象	ジャンル	事業名	事業内容
0歳～3歳	集いの場	保育所の園庭開放	在園児以外（0～3歳児）の親子を対象に、遊び方を教えたり、保育園児との交流を行ったり、また、子育てについての相談にも応じます。
18歳未満	預かりの場	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト事業）	児童を養育している家庭の保護者が疾病や仕事等の事由によって家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合等に、市が指定する児童養護施設または乳児院に委託して実施します。
1歳～小学校1年生		ファミリー・サポート・センター事業	「育児の援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」を会員登録し、会員相互の有償での援助活動の調整を行います。
0歳～5歳		一時預かり	保護者の断続的な労働、傷病や出産、病人の介護、あるいは育児に伴う心理的負担の解消のため、家庭での保育が一時的に困難となる児童の保育を行います。
0歳～概ね10歳以下		病児・病後児保育	本市に居住する概ね10歳以下の児童が、病気又は病気の回復期にあるため集団保育が困難で、家庭での保育も困難な場合に一時的に預かる事業です。
相談事業		子ども発達センター	発達障害や言語・情緒・行動に発達の課題を抱える就学前の幼児とその保護者を対象に『療育相談室』及び児童福祉法に規定された『児童発達支援（旧児童デイサービス）』を実施しています。
広場などに派遣		子育て支援アドバイザー事業	地域の子育て経験豊かな市民を奈良市子育て支援アドバイザーとして登録し、乳幼児とその保護者が集まる場所などにアドバイザーを派遣することにより、保護者の子育てに関する疑問や悩みの相談、助言、情報提供等を行います。
市から訪問		こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	助産師等の訪問員が生後4か月未満の乳児を育てる家庭を訪問（原則1回）し、出産後の母親が直面するさまざまな不安や悩みを傾聴し、子育てに関する情報提供を行います。